量子イノベーションパーク PR 業務委託
公募型企画提案実施要領

1　目的

量子イノベーションパークの認知度向上を目的として、広報活動を強化するため、動画制作、ノベルティ作成等を委託する。

2　公募の概要

（1）業務の名称

量子イノベーションパーク PR 業務委託

（2）業務内容（※詳細は別紙仕様書を参照）

ア　動画作成

イ　ノベルティ作成

（3）委託期間

契約締結日から令和９年３月２６日（金）まで

（4）契約上限額（参考金額）

５，５００，０００円（消費税及び地方消費税含む）

（5）選定方式

公募型企画提案方式による提案審査

※提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類によって審査を行い、採択を決定します。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

（6）企画提案書類の提出期限

参加意向申出書受付：令和８年１１月１９日（木）～１２月３日（木）

企画提案書の受付　：令和８年１２月７日（月）～１２月１４日（月）

3　参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

（1）本業務に関するノウハウや他官公庁等における実績がある者

（2）令和７・８年度川崎市業務委託有資格者名簿において、業種「その他」に登録がある者、または、登録申請中であり、企画提案審査会時点で登録される見込みである者

（3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。

（4）川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でない者。

（5）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

（6）団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

（7）川崎市暴力団排除条例（平成２４年川崎市条例第５号）第７条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

（8）神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５条）第２３条第１項又は第２項

の規定に違反しない者

4　公募のスケジュール

（1）公募要領の公表

令和８年１１月１９日（木）

（2）参加意向申出書の受付

令和８年１１月１９日（木）～１２月３日（木）

（3）参加資格要件の確認通知

令和８年１２月４日（金）

（4）企画提案に関する質問書の受付期間

令和８年１１月１９日（木）～１２月３日（木）

（5）質問書回答

令和８年１２月４日（金）

（6）企画提案書の受付期間（締切）

令和８年１２月７日（月）～１２月１４日（月）

（7）企画提案審査会

令和８年１２月１６日（水）（予定）

（8）審査結果通知発送

令和８年１２月１７日（木）（予定）

（9）契約締結

令和８年１２月１８日（金）（予定）

5　担当部署

川崎市　経済労働局　イノベーション推進部

エコシステム企画担当

〒210-8570　神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地

電　話（直通）：044-200-1915　FAX：044-200-3920

メールアドレス：28innova@city.kawasaki.jp

6　委託業務の内容

業務の詳細は、仕様書を参照のこと。

7　提案に含める内容等

別紙仕様書に記載の事業目的を達成するため、提案者の過去の関連する業務実績や知見等を活用し、次の内容について提案すること。

（1）提案項目

ア　制作する動画の完成イメージ

量子イノベーションパークの趣旨及び公式ウェブサイトのデザインコンセプト等を踏まえ、本動画の構成及びデザインイメージを提案してください。ＰＲ内容として、新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業、量子人材育成事業、量子実証川崎モデル

創出事業等の各種事業について触れることを検討するとともに、横長大型ビジョンでの放映を前提として、大画面・横長画角の特性を生かした演出や表現上の工夫、視認性の向上に向けた留意点等について提案してください。

参考ＵＲＬ：量子イノベーションパークホームページ

https://www.city.kawasaki.jp/280/cmsfiles/contents/0000185/185411/index.html

イ　ノベルティ作成について

作成するノベルティの完成イメージ及び効果的な活用方法を市の取り組んでいる量子人材育成事業や今後想定されるイベント等への出展を踏まえて提案してください。

参考ＵＲＬ：川崎市の量子分野の取組について

https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/283-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html

ウ　その他、本事業の目的を高い水準で達成するために独自の強みを活かした実施内容があれば積極的に御提案ください。

（２）その他

その他、本業務の目的達成のために、仕様書の記載内容に関わらず、より効果が見込まれる実施内容があれば、積極的にご提案ください。

８　参加に係る書類の提出

この企画提案に参加を希望する事業者は、次により参加意向申出書を提出してください。

（１）提出方法

持参、郵送

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、期限までに到着するようにしてください。

（２）参加意向申出書の提出期限

令和８年１２月３日（木）必着

持参の場合の受付は、提出期間中の日（土曜日・日曜日・祝日を除く）の８時３０分から午後５時まで（正午から午後１時の間を除く）の間とします。

（３）提出場所

「５　担当部署」に同じ。

（４）提出書類

ア　参加意向申出書（様式第１号）

押印が必要となりますので、原本でご提出ください。

イ　企業概要（任意様式）

パンフレット等提案者の組織概要がわかるもの。

ウ　業務実施体制（様式第２号）

（ア）会社概要、業務実施体制及び同種・類似の業務実績を記載すること。なお、複数事業者で連携して事業を実施する場合は、代表会社について記入し、「本事業実施部門業務内容」の欄に協力会社名及び役割分担を記入すること。

（イ）職員数については、正社員及びそれに準ずる社員数を記載すること。

（ウ）同種の業務実績を川崎市、他の官公庁、民間等を含めて記載すること。

（５）確認通知の送付について

参加資格要件の確認通知は、令和８年１２月４日（金）に電子メールで送付します。

９　質問及び回答

（１）質問の提出方法

本件企画提案の実施内容に質問がある場合は、質問書（様式第４号）に質問内容を記入し、電子メールにより「５　担当部署」へ提出することとします。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

（２）質問の受付期限

令和８年１２月３日（木）午後５時まで

（３）回答方法

受付期間内に寄せられた質問及びそれに対する回答は、一覧表に取りまとめ、令和８年１２月４日（金）に応募者全員に対して電子メールで送信します。

※類似の質問内容は、質問を統合し一括して回答します。

１０　企画提案書の提出

（１）提出方法

電子メール

（２）提出期限

令和８年１２月１４日（月）午後５時まで

持参の場合の受付は、提出期間中の日（土曜日・日曜日・祝日を除く）の午前８時３０分から午後５時まで（午前１２時から午後１時の間を除く）の間とします。

（３）提出場所

「５　担当部署」に同じ。

（４）提出書類

ア　企画提案書（任意様式）

（ア）Ａ４横版とし、表紙を除き１０ページ以内で作成してください。

（イ）概念図や業務フロー図などを活用し、分かりやすい表現としてください。

（ウ）提案以外の内容は記述しないでください。

イ　見積書

（ア）様式は任意とします。ただし、積算の内訳は可能な限り細分化してください。

（イ）人件費については業務内容ごとの工数、直接経費については費目ごとの金額を示し、その積算根拠についても記載してください。

ウ　会社概要（パンフレット等）

（５）企画提案書等の取り扱いについて

ア　提出された企画提案書等は、返却しません。

イ　受付後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は不可とします。

ウ　企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験等があるがどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重するが、全ての提案内容が契約に反映されるとは限りません。

エ　企画提案書の受領後、本市が必要あると判断した場合には補足資料を求めることがあ

ります。

１１　選定方法

提出書類の審査と企画提案審査会における審査を実施し、企画提案の内容や実績等について総合的な判断を行った上で採択する受託予定者を決定する。ただし、公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

（１）企画提案選定委員会の設置

ア　川崎市経済労働局内に企画提案選定委員会を設け、企画提案書の内容審査を行います。各委員の最高点数の獲得数が最も多い事業者を受託予定者、次点の業者を次点者として選定します。なお、採点の結果、各委員の最高点数の獲得数が最も多い事業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとします。

（ア）最も高い総合得点を獲得した事業者を選定

（イ）見積書の総額が最も安い業者を選定

イ　最高得点の６割を基準点とし、総合得点が基準点以上の業者のみ適正と判断します。また、提案者が１社であっても、基準点未満の業者は、対象外となります。

ウ　会議の公開

企画提案選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成１１年３月１９日条例第２号）第５条第３号の規定に基づき非公開とします。

（２）企画提案審査会の開催

ア　開催日

令和８年１２月１６日（水）

イ　開催方法

書面開催

（３）選定基準

評価項目　評価の着眼点

ア　企画提案の視点・内容

・事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか

・事業目的に沿った十分な成果が見込めるか

イ　提案内容の工夫

・提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか

・提案者の実績を生かした提案がなされているか

ウ　事業実施体制

・事業実施に必要な専門知識を有しているか

・業務遂行に適切な実施体制を構築しているか

エ　取組意欲・積極性

・積極性があり、前向きな提案がなされているか

オ　提案内容の実行可能性

・十分に実行が可能な方法となっているか

・実現可能な実施手順・スケジュールとなっているか

カ　経済性・効率性

・企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか
・提案内容に無駄がないか

１２　失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

（１）企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
（２）企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
（３）他の参加者の協力者となった場合
（４）企画提案書の提出後に本実施要領「３　参加者の資格要件」に定める用件を満たさなくなった場合
（５）その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

１３　選定結果の通知

選定後、速やかに各事業者あてにメールで通知します（令和８年１２月１７日（木）予定)。なお、選定結果等の電話での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

１４　その他

（１）提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。
（２）企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
（３）選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。
（４）当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
（５）企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
（６）原則として、事業に要した経費は、事業終了後に完了検査を行った上で、支払います。
（７）その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。